



上手な医者・薬局のかかり方

スマートな医療のために おぼえておきたい

POINT

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しています。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担としてみなさまにご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診する際には、以下の点に注意しましょう。

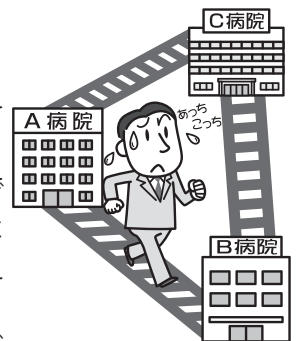
POINT 基本は平日の 時間内に受診！

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。



POINT はしご受診は やめよう！

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響をあたえてしまうなどの心配もあります。現在受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。



POINT お子さんの急な病気に困ったら、 小児救急電話相談で！

夜間・休日にお子さんの急な病気にどう対処したらよいかなど判断に迷ったときには、まず小児救急相談（＃8000）をご利用ください。小児科の医師や看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。
※小児救急電話相談が利用できる時間はお住まいの自治体によって異なります。



POINT 薬のもらいすぎに 注意しよう！

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。



POINT お薬手帳を 活用しよう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。



POINT かかりつけ医に 相談を！

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったらまずはかかりつけの医師に相談しましょう。



平成27年度収支予算の報告

予算総額は

14億2,717万円

納付金の負担が大きく、 厳しい財政状況に

当組合の平成27年度の予算内容が次のとおりに
決まりましたのでお知らせします。

○健保を取り巻く状況

健康保険組合は、収入の主要財源となる保険料収入が伸び悩む一方、年々増加を続けている医療費や義務的経費である高齢者医療制度への納付金の負担などにより厳しい財政状況にあります。平成27年度にはすべての団塊の世代が前期高齢者に移行することから、状況はさらに厳しいものになるとみられています。

早急な社会保障制度の抜本改革が求められており、政府では検討を重ねて法案を国会に提出しました。しかし示されたのは「後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施により生じる財源を国民健康保険の財政支援強化のために活用する」という偏った内容となってい

ます。

健康保険組合連合会がこれまで指摘してきた「国の負担の肩代わり」の構図そのものとなっており、容認できるものではありません。一方において、国費投入による高齢者医療への拠出金の負担軽減の方向性についてはある程度評価できるものになっています。健保連では引き続き健保組合の負担軽減を求め、高齢者医療制度の負担構造の見直しを訴えていきます。

平成27年度は特定健診・特定保健指導のデータを活用して病気の重症化予防対策などの健康をサポートする「データヘルズ計画」がスタートします。病気を未然に防いで健康寿命をのばし、将来の高額な医療費の発生をおさ

平成27年度予算概要

●収入

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	1,086,673	956,935	129,738
{ 保険料	1,086,307	956,625	129,682
{ 国庫負担金収入・他	366	310	56
調整保険料	15,235	13,425	1,810
繰越金	305,427	164,578	140,849
繰入金	0	139,620	-139,620
国庫補助金収入	249	297	-48
財政調整事業交付金	17,000	9,000	8,000
雑収入	2,589	2,523	66
介護勘定受入	0	6,897	-6,897
合計	1,427,173	1,293,275	133,898

一般勘定

●支出

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	35,354	37,700	-2,346
保険給付費	485,619	508,134	-22,515
{ 法定給付費	470,012	491,529	-21,517
{ 付加給付費	15,607	16,605	-998
納付金	574,770	519,504	55,266
{ 前期高齢者納付金	327,344	293,000	34,344
{ 後期高齢者支援金	223,013	184,500	38,513
{ 退職者給付拠出金	24,409	42,000	-17,591
{ 老人保健拠出金	4	4	0
保健事業費	60,692	60,149	543
還付金	2	2	0
営繕費	501	3,000	-2,499
財政調整事業拠出金	15,235	13,425	1,810
連合会費	615	650	-35
雑支出	101	400	-299
予備費	254,284	148,311	105,973
介護勘定繰入	0	2,000	-2,000
合計	1,427,173	1,293,275	133,898



●収入

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
保険料収入	51,287	48,307	2,980
繰越金	9,146	2,144	7,002
雑収入	0	0	0
一般勘定受入	0	2,000	-2,000
合計	60,433	52,451	7,982

介護勘定

●支出

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	47,643	45,500	2,143
還付金	50	50	0
積立金	2	2	0
一般勘定繰入	0	6,897	-6,897
雑支出	2	2	0
予備費	12,736	0	12,736
合計	60,433	52,451	7,982

えることが期待されています。

○収支のあらまし

平成26年度決算においては、被保険者数増加による収入増が約4千万円となり、医療費や傷病手当金・出産育児一時金、その他の給付が予算を下回って推移していることによる支出減が約9千万円ありました。そのため当初予算を約1億3千万円上回る3億542万円の決算残金が見込まれます。

このように平成26年度は順調に推移しました。しかしながら平成27年度についてみると、平成26年度に1億3千万円増加した納付金がさらに5千5百万円増加しており、高齢者医療制度への大きな拠出負担が続くことにより変わりがありません。また平成26年度の被保険者数増加による収入増の一部は2年後に精算金として納付することになります。将来を見据えた場合に健保財政に余裕がある状況ではありません。

そこで一般保険料率は前年度と同率の千分の94を維持させていただき、決算残金全額を平成27年度へ繰り越すことにいたしました。また介護保険料率は千分の16から千分の15に下げることになりました。予算の概要は次のとおりです。

▼収入

一般保険料率は前年度と同じ千分の94とし、被保険者2,622名、健保

組合の主財源である健康保険料は10億8,630万円を見込んでいます。前年度繰越金3億542万円と合わせて、収入全体で14億2,717万円となります。

▼支出

みなさまの医療等にかかわる保険給付費は4億8,562万円、保険料収入の44・7%、納付金等は5億7,477万円、保険料収入の52・9%、給付費と納付金で97・6%に達します。事務費は3,535万円、疾病予防費等の保健事業費は6,069万円を計上しました。

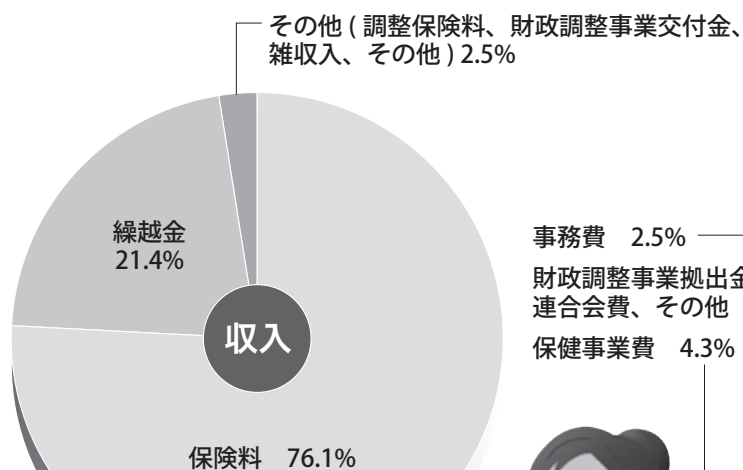
▼収支

経常収支差引額は6,764万円の赤字であります。予備費は2億5,428万円を計上しました。

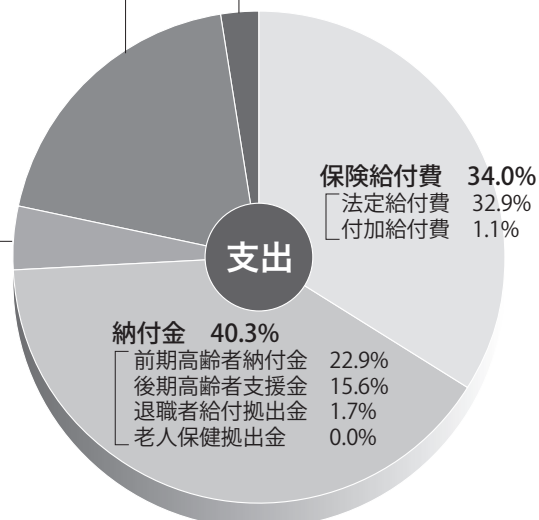
加入員のみなさまは、各種健診受診（事業所定期健康診断、人間ドック・生活習慣病健診、メンタルヘルスチェック、市区町村主催の各種検診など）による病気の早期発見・早期治療を心がけてください。

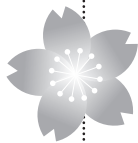
また、整骨院・接骨院・はり・きゅうの適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な利用、禁煙や食生活の見直し等の生活改善をすすんで行っていただくことによって、医療費の支出をできるだけおさえていただくよう願います。

収支の割合



事務費 2.5%
 財政調整事業拠出金、
 連合会費、その他 19.0%
 保健事業費 4.3%





春は何かと変化の多い時期です ご家族の就職・ 引越しなどに伴う 届出はお早めに

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）。



公 告

公告第 186 号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率は昨年度と同じ料率 1,000 分の 94 とします。

介護保険料率は 1,000 分の 16 から 1,000 分の 15 へ 1,000 分の 1 下がります。

平成 27 年 3 月 1 日（平成 27 年 3 月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成 27 年 4 月分保険料）から適用するものです。

1. 健康保険料率は変更ありません

	一般保険料率	調整保険料率	合計
被保険者	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
事業主	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
合計	92.700/1,000	1.300/1,000	94.000/1,000

2. 介護保険料率は下記のように合計で 1,000 分の 1 下がります

変更前	被保険者	8.000/1,000	変更後	被保険者	7.500/1,000
	事業主	8.000/1,000		事業主	7.500/1,000
	合計	16.000/1,000		合計	15.000/1,000

公告第 187 号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記のとおり公告します。

●平成 27 年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額
は 340,000 円で、昨年度からの変更はありません。

●保険料

標準報酬月額	340,000 円（第 24 等級）
健康保険料月額	$340,000 \times 94/1,000 = 31,960$ 円
介護保険料月額	$340,000 \times 15/1,000 = 5,100$ 円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。

（適用期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

公告第 188 号 組合格約の一部変更について

組合格約の一部を下記のとおり変更したので、公告します。

介護勘定においても一般勘定と同様に予備費を設けることができるようになったことへの対応です。

記

- ①規約第 47 条（予備費の費途）の「予備費を充てることのできる費途は、」の前に「一般勘定のうち、」を挿入する。
- ②規約第 47 条（予備費の費途）の第 2 項として以下のとおり追加する。
「2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）介護納付金
- （2）還付金
- （3）雑支出」

付則 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

事業概要 (平成 27 年 2 月末現在)		被保険者数		被扶養者数	
事業所数 	8 事業所		男 1,591 人		1,163 人 1 人当たり扶養率 0.47 人
			女 863 人		
平均標準報酬月額 			男 375,330 円	介護保険第 2 号被保険者数	773 人
			女 268,012 円		